～伐採を行う山林は森林経営計画を作成していますか？～

まずは、県振興局・市役所・森林組合等において、森林の種類等を確認してください。

　例えば、保安林？普通林？また森林経営計画を作成している森林？など

１　伐採前にしないといけないこと

（１）森林所有者が森林経営計画を作成（又は作成を委任）している場合

　　ア　保安林の場合

　　　　→県振興局に対して「伐採許可申請書」を提出し、かつ、森林経営計画を作成する事業体に対して、森林経営計画の変更の依頼を行ってください。

　　イ　普通林の場合

　　　　→森林経営計画を作成している事業体に対して、森林経営計画の変更の依頼を行ってください。

　　**※森林経営計画に記載のとおりに施業を行う場合は、変更の必要はありません。**

（2）森林所有者が森林経営計画を作成していない場合

　　　まずは、森林所有者の意向を確認してください。そのうえで、

　　　①計画作成する場合　⇒上記（1）と同じ手続きを行ってください。

　　　②計画作成しない場合⇒保安林…大分県南部振興局に伐採許可申請書を提出する。

　　　　　　　　　　　　　　普通林…市役所に伐採届を提出する。

～森林経営計画の作成（もしくは作成の委託）をするとこんな優遇措置があります～

①再造林の際に掛かる造林費用の上乗せ補助

②山林の伐採又は譲渡した場合の収入金額について税制上の特別控除

③再生可能エネルギー（木質バイオマス）電気の上乗せ固定価格買取

**ただし、上記①～③を受けるには、伐採又は譲渡前に森林経営計画の作成又は変更を行っておく必要があります。**

２　申請等の提出期限

　〇保安林…年4回（2月、6月、9月、12月）の受付期間中のみ

　〇普通林…伐採開始日の90日から30日前まで

　〇森林経営計画林…伐採開始日の**前々月中**に申請（※計画に記載のとおりであれば申請は必要ありません）

　　（例）①4月1日に申請⇒6月1日以降伐採可能

　　　　　②5月10日に申請⇒7月1日以降伐採可能

　　　　　③5月29日に申請⇒7月1日以降伐採可能

　３　伐採前の届出に関する確認フロー

**（注１）森林経営計画に記載のとおりに施業を行う場合は、変更の必要はありません。**

４　伐採後にしないといけないこと

　　　伐採が完了したら、伐採前に申請又は届出を行った機関に対して完了報告を行ってください。

　　　※各機関において完了報告の方法が異なりますので、報告方法は確認をお願いします。

【森林経営計画、普通林の伐採に関するお問い合わせ】

佐伯市役所　林業課　林業振興係　　℡：0972-22-4214

佐伯広域森林組合　宇目本所　　　　℡：0972-54-3326

【保安林の伐採に関するお問い合わせ】

大分県南部振興局　森林管理班　　　℡：0972-22-0393